

令和5年度 首都圏主要駅における県産品販路拡大支援事業業務委託
仕様書

1 目的

大消費地である首都圏の主要駅において三重県フェアを開催することで、首都圏および近隣在住の方への県産品のプロモーションを実施するとともに、本県への観光誘客を促進します。

2 業務内容

令和5年度 首都圏主要駅における県産品販路拡大支援事業業務委託

3 履行期間

契約日から令和6年3月22日（金）

4 業務概要

(1) 業務内容

多くの集客が期待できる首都圏主要駅のコンコース等において、三重県の県産品や観光をPR・販売する「三重県フェア」の企画・運営を行ってください。

※委託費には、三重県フェアの会場管理者へ支払う会場使用料を含みます。

<三重県フェアの概要>

会 期：令和6年1月頃～令和6年2月頃のうち連続する2日間

※1日あたり6～8時間程度を開催時間としてください。

※少なくとも1日は土曜・日曜・祝日のいずれかを含んでください。

会 場：首都圏主要駅コンコース等（1日の利用者数が50万人以上の駅を想定）

出店者数：1日あたり12事業者（12ブース）程度

※うち1事業者分は、三重県が観光等をPRするブースとします。

※出店事業者の募集は三重県が行います。

※出店事業者の参加費は無料（ただし、会場への旅費・配送料・追加
什器等は出店事業者の実費負担）。

A. 三重県フェアの企画全般

- ・ 首都圏主要駅における三重県フェアの開催時期を選定し、会場を確保してください。
- ・ 三重県フェアに係る会場管理者や出店事業者との連絡等（会場管理者との連絡調整、出店事業者の提出書類の取りまとめ、会場管理者等への提出書類作成及び提出、書類配布等）を行ってください。
- ・ 出店に向けた事業者からの問い合わせや、会場の設営及び三重県フェア開催期間中の運営管理に係る問い合わせについては、速やかに対応してください。
- ・ 物品の搬入搬出や当日の進行等を調整し、イベント案内チラシ、会場図、スタッフマニュアル、出店事業者用マニュアル等を作成し、関係者に共有してください。
- ・ 三重県フェア開催の前に、出店事業者向け事前説明会を実施してください（1回、オンライン。）
- ・ 三重県フェア開催中は出店事業者のフォローのため、現地にスタッフを駐在させてください。

B. 三重県ブースの設営、運営及び撤去

- ・ 三重県らしさを備え、三重県フェアに来場する買い物客への訴求力が高く集客が期待できるブース装飾（腰布、のぼり等）を実施してください。
- ・ 各出店事業者の集客にできるだけ偏りが出ないレイアウト、企画にしてください。
- ・ 装飾に関しては、会場管理者から提示される資料を参照のうえ、遵守しながら進めてください。
- ・ 会場内で必要となる電気工事（照明器具、コンセント含む。）等の施工工事を行ってください。会場内で使用する電気代については、委託費に含みます。
※電気工事は、適切な資格を有する施工者による工事としてください。施工前等に資格の確認を行います。
- ・ 1ブースは2m×2m程度とし、1ブースあたり展示台（テーブルクロス付き）1台、照明、社名サイン、コンセント2口以上を設置してください。なお、照明については、蛍光灯やスポットライトを活用して十分な照度を保ってください。
- ・ 三重県フェア全体で、出店事業者が共同で使用するバックヤードを設けてください。バックヤードはブース内等利便性の高い場所に設けることとし、商品及び資材を保管するための棚、冷蔵庫1台以上、冷凍庫1台以上、作業テーブル、椅子等を設置してください。また、事務用品などの関連備品類等の用意については、必要に応じて実施してください。
- ・ 上記の設備以外で出店事業者が希望する追加什器等については、出店事業者の費用負担により設置し、出店事業者からの支払を受けてください。
- ・ 会場へ届く設営備品や出店事業者の荷物等の受取・保管を行ってください。
- ・ 夜間等三重県フェアを開催していない時間帯についても、設営備品や出店事業者の荷物等を適切に保管してください。
- ・ 出店期間内（準備期間、終了時含む。）のブース内の清掃及びゴミ（カン・ビン等不燃物含む。）の処分を毎日行ってください。
- ・ 三重県フェア終了後、ブースの撤去、廃材処理を行ってください。
- ・ レジ対応や釣り銭の用意は各出店事業者にて行うため、委託内容に含める必要はありません。

C. デジタルサイネージ等を活用した三重県フェアのPR

- ・ 三重県フェアを効果的にPRするため、開催場所付近のデジタルサイネージ等を活用してください。静止画・動画のいずれでも構いません。通行客への訴求力が高く、効果的と思われる方法を具体的に提案してください。

D. 三重県フェア出店者に対するアンケート調査

- ・ 三重県フェアに出店した事業者に対して、出店に対する評価アンケートを実施し、とりまとめてその分析を行い、業務実施報告書に含めてください。

(2) 委託業務実績報告書の提出

業務受託者は委託業務終了後、下記に留意のうえ、委託業務実績報告書を県に提出するものとする。

ア 提出方法

委託業務実績報告書の報告内容は次のとおりとし、電子データ（Word または Excel）と紙（A4両面）1部を提出するものとする。

- A 実施内容
- B 売上結果
- C 実施結果考察と次回改善点

イ 提出期限

提出期限は、履行期限である令和6年3月22日（金）までとする。

5 監督及び検査

契約条項の定めるところによるものとする。また、履行確認は、委託業務完了後の別途指示する日時・場所において実施するものとする。

6 委託料の支払方法、時期

委託料の支払は、履行確認終了後、履行確認の通知が行われた後に行うものとする。

7 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

8 その他特記事項

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対する罰則がある。
- (4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (5) 本業務により発生した成果物の著作権は引き渡し完了したときに三重県に移転するものとする。
- (6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。
- (7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

9 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部県産品振興課 県産品販売促進班 担当 田上（たがみ）

TEL 059-224-2336 FAX 059-224-3024

電子メール: syokusan@pref.mie.lg.jp